

浜田市国民健康保険運営協議会議案

(令和 6 年度第 1 回)

日 時 令和 6 年 5 月 9 日 (木)
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分(予定)

場 所 浜田市役所 4 階 講堂 A B

浜田市国民健康保険運営協議会

次 第

1	開 会（会の成立宣言）							
2	市長挨拶							
3	会長挨拶							
4	市長諮問	P. 3						
5	議事録署名委員の指名							
	<table><tr><td></td><td>委員</td><td>委員</td></tr><tr><td></td><td>(公益代表)</td><td>(被保険者代表)</td></tr></table>		委員	委員		(公益代表)	(被保険者代表)	
	委員	委員						
	(公益代表)	(被保険者代表)						
6	協議事項	P. 4						
	諮問第 1 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険料率（案）について	P. 5						
7	報告事項	P. 13						
	報告第 1 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計決算（見込） について							
	事業勘定	P. 14						
	直営診療施設勘定	P. 20						
	報告第 2 号 保健事業に関する報告について	〔別冊〕						
	報告第 3 号 浜田市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等 実施計画について	〔別冊〕						
8	閉 会							

浜田市国民健康保険運営協議会委員名簿

1 任 期 令和 4 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで（3 年間）

2 委員名簿

（令和 6 年 5 月 9 日現在）

※浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）第 2 条に規定する委員の定数 17 名

諮問第1号

諮 問 書

保 第 8 2 号

令和6年5月9日

浜田市国民健康保険運営協議会

会 長 中島 良二 様

浜田市長 久保田 章 市

(保険年金課)

国民健康保険法第11条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 令和6年度浜田市国民健康保険料率について

以上

〔 協 議 事 項 〕

諮問第1号 令和6年度浜田市国民健康保険料率（案）について

- 医療分は「所得割」を0.42ポイント引き上げ7.48%と、「被保険者均等割」は1,200円引き上げ23,000円と、「世帯別平等割」は1,400円引き上げ14,800円とします。
 支援金分は「所得割」を0.42ポイント引き下げ3.14%と、「被保険者均等割」は1,200円引き下げ9,600円と、「世帯別平等割」は1,400円引き下げ6,000円とします。
 これにより、被保険者全員にかかる医療分と支援金分の合計では、「所得割」を前年と同率の10.62%、「被保険者均等割」も前年と同額の32,600円、「世帯別平等割」も前年と同額の20,800円とします。
- 介護分は「所得割」を0.26ポイント引き下げ2.70%とし、「被保険者均等割」を800円引き下げ10,200円とし、「世帯別平等割」を400円引き下げ5,400円とします。

(1) 医療分+支援金分

区分			令和6年度	前年度 (令和5年度)	対前年度比較
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	10.62%	10.62%	0.00ポイント
		被保険者均等割	32,600円	32,600円	0円
	応益割	世帯別平等割	20,800円	20,800円	0円
		賦課限度額	89万円	87万円	2万円
	医療分	所得割	7.48%	7.06%	0.42ポイント
		被保険者均等割	23,000円	21,800円	1,200円
		世帯別平等割	14,800円	13,400円	1,400円
支援金分	応能割	所得割	3.14%	3.56%	▲0.42ポイント
		被保険者均等割	9,600円	10,800円	▲1,200円
	応益割	世帯別平等割	6,000円	7,400円	▲1,400円
		賦課限度額	24万円	22万円	2万円

(2) 介護分

区分			令和6年度	前年度 (令和5年度)	対前年度比較
介護分	応能割	所得割	2.70%	2.96%	▲0.26ポイント
		被保険者均等割	10,200円	11,000円	▲800円
	応益割	世帯別平等割	5,400円	5,800円	▲400円
		賦課限度額	17万円	17万円	0万円

※介護分は、40～64歳の介護保険第2号被保険者に対して賦課するものです。

〔国民健康保険料率算出の経緯〕

国民健康保険料率のうち医療分については、これまで、増大する保険給付費により料率を引き上げなければならないところ、代わりに「国保財政調整基金」を充当することにより、料率の引き上げをできるだけ抑制する方針で算出してまいりました。また、支援金分及び介護分については、県に納める納付金の必要額を集めることができるよう、そのまま料率に反映、算出してまいりました。

これにより、基金残高は平成 27 年度末に約 2 億 1 千万円にまで減少しましたが、平成 30 年度に始まった国保都道府県単位化の制度改正に伴って、保険料の激変緩和措置が講じられたことや、国の補助金等が拡充されたことなどを背景として、以降は毎年 5 億円余りの安定した基金残高が確保されており、引き続き被保険者の負担増大を抑えるべく、保険料率を据え置いてきました。

新型コロナウイルスの拡大以降は、受診減少の影響等による医療費の大幅な減を背景に、県へ納める事業費納付金が大きく減額となったことから、**令和 4 年度、5 年度と 2 年にわたり医療分の料率を引き下げ**させていただいたところです。

令和 6 年度は、昨年 5 月の新型コロナ 5 類移行後、医療費が急激に増大したことに伴い、県へ納める事業費納付金が大幅に増額となったことなどから、**医療分の料率を引き上げなければならない状況**になりました。しかしながら、物価高騰などの厳しい社会情勢を鑑み、基金を活用しながら**医療分＋支援金分で昨年度から料率を据置く案**といたしました。また、今年度の**介護分**は県に納める納付金が減額となったことから、**料率を引き下げること**としております。

○保険料賦課限度額の引き上げについて、国民健康保険法施行令の改正に準じて条例改正を行いました。

【賦課限度額の引き上げ】

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 基礎賦課限度額（医療分） | 65 万円（今回改正なし） |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額（支援金分） | 22 万円⇒ 24 万円 （2 万円増） |
| (3) 介護納付金賦課限度額（介護分） | 17 万円（今回改正なし） |

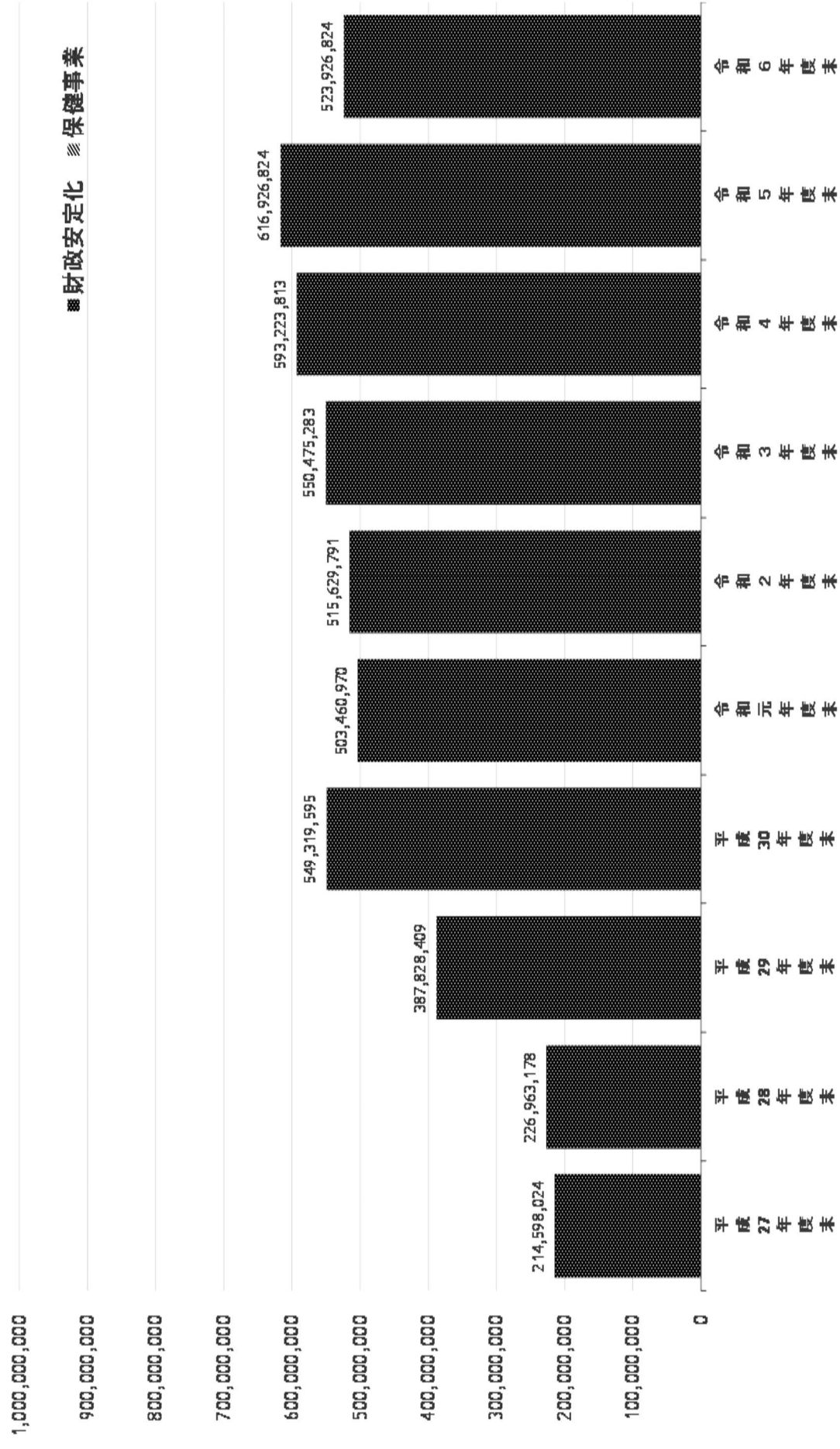
○浜田市国民健康保険財政調整基金について

令和 6 年度国民健康保険料率(案)による基金取崩しは約 9,300 万円を見込んでおります。ただし、年度途中に想定以上に被保険者が減少した場合や、想定した保険料収納率を下回った場合などには、最終的に取崩し額が増額となる場合があります。

〔参考① 浜田市国民健康保険財政調整基金の状況〕

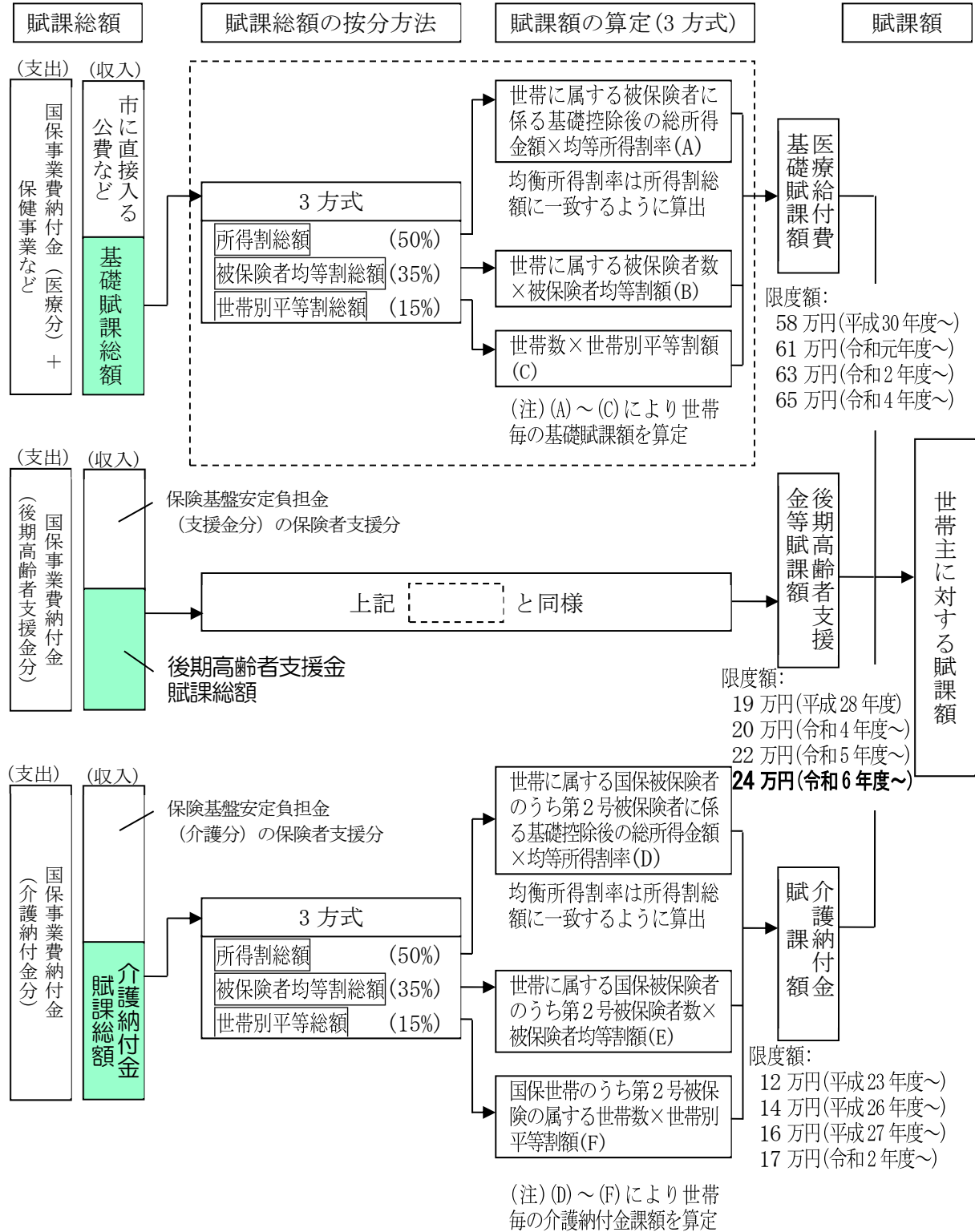
年度	区分	浜田市国民健康保険財政調整基金の区分			合計
		財政安定化	不均一	保健事業	
平成27年度	年度当初計	53,952,422		357,691,722	411,644,144
	積立額	31,335,983		0	31,335,983
	取崩額	▲197,456,986		▲30,925,117	▲228,382,103
	積立・取崩計	▲166,121,003		▲30,925,117	▲197,046,120
	計	▲112,168,581		326,766,605	214,598,024
	(区分統合)	214,598,024			214,598,024
平成28年度	年度当初計	214,598,024			214,598,024
	積立額	16,818,437			16,818,437
	取崩額	▲4,453,283			▲4,453,283
	積立・取崩計	12,365,154			12,365,154
	計	226,963,178			226,963,178
平成29年度	年度当初計	226,963,178			226,963,178
	積立額	161,229,416			161,229,416
	取崩額	▲364,185			▲364,185
	積立・取崩計	160,865,231			160,865,231
	計	387,828,409			387,828,409
平成30年度	年度当初計	387,828,409			387,828,409
	積立額	161,491,186			161,491,186
	取崩額	0			0
	積立・取崩計	161,491,186			161,491,186
	計	549,319,595			549,319,595
令和元年度	年度当初計	549,319,595			549,319,595
	積立額	44,141,375			44,141,375
	取崩額	▲90,000,000			▲90,000,000
	積立・取崩計	▲45,858,625			▲45,858,625
	計	503,460,970			503,460,970
令和2年度	年度当初計	503,460,970			503,460,970
	積立額	32,168,821			32,168,821
	取崩額	▲20,000,000			▲20,000,000
	積立・取崩計	12,168,821			12,168,821
	計	515,629,791			515,629,791
令和3年度	年度当初計	515,629,791			515,629,791
	積立額	34,845,492			34,845,492
	取崩額	0			0
	積立・取崩計	34,845,492			34,845,492
	計	550,475,283			550,475,283
令和4年度	年度当初計	550,475,283			550,475,283
	積立額	42,748,530			42,748,530
	取崩額	0			0
	積立・取崩計	42,748,530			42,748,530
	計	593,223,813			593,223,813
令和5年度 【見込み】	年度当初計	593,223,813			593,223,813
	積立額	23,703,011			23,703,011
	取崩額	0			0
	積立・取崩計	23,703,011			23,703,011
	計	616,926,824			616,926,824
令和6年度 【見込み】	年度当初計	616,926,824			616,926,824
	積立額	0			0
	取崩額	▲93,000,000			▲93,000,000
	積立・取崩計	▲93,000,000			▲93,000,000
	計	523,926,824			523,926,824

■ 財政安定化 ≡ 保健事業



参考 国民健康保険料の賦課基準について

国民健康保険料の賦課基準（概要）



国民健康保険の賦課額（医療給付費分、後期高齢者支援金分等及び介護納付金分の賦課額）に係る保険料率は、次のようにして算定されることになります。

【算定順序】

- ① 被保険者に係る保険料として確保しなければならない額を算定する。
- ② ①の額を予定収納率で割り戻した額が賦課総額となる。これは、保険料が100%徴収できれば問題がないが、そうでない場合は歳入欠陥を生じることになるため、その額をあらかじめ上積みして賦課することとなる。例えば、1億円を必要とし、収納率が95%見込まれるとすると、 $1\text{億} \div 0.95 = 1\text{億}526\text{万}3\text{千円}$ となり、賦課総額としては、1億526万円余が必要であることになる。
- ③ ②の賦課総額を、所得割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額に、条例に規定された比率に従って分ける。

※浜田市国民健康保険条例における規定

第18条（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

所得割	… 基礎賦課総額の100分の50に相当する額
被保険者均等割	… 基礎賦課総額の100分の35に相当する額
世帯別平等割	… 基礎賦課総額の100分の15に相当する額

第18条の6の6（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

所得割	… 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額
被保険者均等割	… 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額
世帯別平等割	… 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額

第18条の11（介護納付金賦課額の保険料率）

所得割	… 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額
被保険者均等割	… 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額
世帯別平等割	… 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額

- ④ 世帯別平等割総額を賦課期日における被保険者の属する世帯の数で割った額が、世帯別平等割額の料率となる。
- ⑤ 被保険者均等割総額を賦課期日における被保険者の数で割った額が被保険者均等割額の料率となる。
- ⑥ 所得割総額を被保険者に係る課税総所得金額で割った率が、所得割額の料率となる。この場合に、賦課限度額を超える世帯の、その超える部分に対応する所得額は、前記の課税所得金額から控除しておく必要がある。

※基礎賦課総額に対する標準割合（施行令等に定める割合）（浜田市は3方式）

区分	4方式	3方式	2方式
所得割総額	40/100	50/100	50/100
資産割総額	10/100	—	—
被保険者均等割総額	35/100	35/100	50/100
世帯別平等割総額	15/100	15/100	—

※県内8市保険料（税）率一覧

○令和6年度国民健康保険料率（浜田市・益田市） 他市：令和5年度国民健康保険料率

		浜田市	松江市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
料・税の区分		料	料	料	税	料	税	料	料
医療分 + 支援金分	所得割	10.62%	9.86%	10.40%	11.04%	11.20%	10.72%	11.60%	10.03%
	被保険者均等割	32,600円	34,260円	36,600円	38,430円	33,240円	37,130円	31,300円	35,540円
	世帯別平等割	20,800円	22,800円	26,600円	26,150円	22,200円	26,580円	20,500円	23,590円
	医療	所得割	7.48%	6.80%	7.45%	8.10%	8.60%	8.61%	9.20%
		被保険者均等割	23,000円	23,400円	26,500円	28,500円	25,380円	29,600円	24,700円
		世帯別平等割	14,800円	15,180円	19,200円	19,200円	17,040円	21,190円	16,200円
	支援	所得割	3.14%	3.06%	2.95%	2.94%	2.60%	2.11%	2.40%
		被保険者均等割	9,600円	10,860円	10,100円	9,930円	7,860円	7,530円	6,600円
		世帯別平等割	6,000円	7,620円	7,400円	6,950円	5,160円	5,390円	4,300円
介護分	所得割	2.70%	2.56%	2.20%	2.60%	2.40%	2.16%	2.70%	1.67%
	被保険者均等割	10,200円	9,960円	10,100円	11,400円	9,600円	9,760円	8,600円	7,740円
	世帯別平等割	5,400円	4,980円	5,100円	6,650円	4,740円	4,540円	4,200円	3,810円

※モデル世帯試算比較による1世帯あたり保険料額（県内8市の比較）

＜モデル世帯＞ 夫婦2人世帯（世帯主・営業所得） ※2割軽減該当世帯

世帯員	続柄	年齢	所得額	基礎控除額	介護第2号被保険者
A	世帯主	58	1,500,000円	430,000円	○
B	妻	55	0円	0円	○
合計			1,500,000円	430,000円	2名

	浜田市	松江市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
医療分+支援金分	182,300円	178,500円	191,000円	200,500円	190,700円	195,300円	190,500円	182,900円
医療分	128,600円	122,300円	137,400円	147,600円	146,200円	156,400円	150,900円	146,300円
支援金分	53,700円	56,200円	53,600円	52,900円	44,500円	38,900円	39,600円	36,600円
介護分	49,500円	47,300円	43,700円	51,300円	44,800円	42,300円	46,000円	33,300円
保険料額	231,800円	225,800円	234,700円	251,800円	235,500円	237,600円	236,500円	216,200円
ランク	6	7	5	1	4	2	3	8
最大額からの差額	▲20,000円	▲26,000円	▲17,100円	0円	▲16,300円	▲14,200円	▲15,300円	▲35,600円
最小額からの差額	15,600円	9,600円	18,500円	35,600円	19,300円	21,400円	20,300円	0円
医療分+支援金分	据置			据置				
介護分	引下げ			据置				

再掲：モデル世帯試算比較における区分別の状況

区分	最高保険料		最低保険料		差額
医療分	安来市	156,400円	松江市	122,300円	34,100円
支援金分	松江市	56,200円	雲南市	36,600円	19,600円
介護分	益田市	51,300円	雲南市	33,300円	18,000円
合計	益田市	251,800円	雲南市	216,200円	35,600円

各市の新年度保険料率がまだ出そろっておりませんので、この比較はあくまで参考としてご覧ください。

※モデル世帯における、実際の保険料計算式（浜田市）

区分		保険料額	算出方法
医療分	所得割	80,036円	= 7.48% × 1,070,000円 (※1)
	均等割	36,800円	= 23,000円 × 2人 × 0.8 (※2)
	平等割	11,840円	= 14,800円 × 0.8
	合 計	128,600円	① (100円未満切り捨て)
支援金分	所得割	33,598円	= 3.14% × 1,070,000円
	均等割	15,360円	= 9,600円 × 2人 × 0.8
	平等割	4,800円	= 6,000円 × 0.8
	合 計	53,700円	② (100円未満切り捨て)
介護分	所得割	28,890円	= 2.70% × 1,070,000円
	均等割	16,320円	= 10,200円 × 2人 × 0.8
	平等割	4,320円	= 5,400円 × 0.8
	合 計	49,500円	③ (100円未満切り捨て)
保険料額合計		231,800円	= ① + ② + ③

(※1) 所得割の基準額＝世帯内被保険者の、【所得額－基礎控除額】の合計

(※2) 2割軽減に該当するため、均等割及び平等割にそれぞれ0.8を掛けている。

〔 報 告 事 項 〕

報告第1号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計決算（見込）について

事業勘定

(単位：円)

区分	款	令和4年度		令和5年度		対前年度 増減額 (E)：(C)-(A)
		決算額 (A)	予算現額 (B)	決算(見込)額 (C)	対予算増減額 (D)：(C)-(B)	
歳入	国民健康保険料	795,252,491	710,853,000	715,163,363	4,310,363	① ▲80,089,128
	一般被保険者	795,080,975	710,784,000	715,158,533	4,374,533	▲79,922,442
	退職被保険者	171,516	69,000	4,830	▲64,170	▲166,686
	一部負担金	0	2,000	0	▲2,000	0
	使用料及び手数料	538,000	700,000	481,032	▲218,968	▲56,968
	国庫支出金	19,000	0	58,000	58,000	39,000
	県支出金	4,447,969,833	4,483,166,000	⑥ 4,381,386,950	▲101,779,050	⑦ ▲66,582,883
	保険給付費等交付金(普通)	4,253,614,833	4,297,921,000	4,206,521,950	▲91,399,050	▲47,092,883
	保険給付費等交付金(特別)	194,355,000	185,245,000	174,865,000	▲10,380,000	▲19,490,000
	財産収入	729,530	856,000	855,011	▲989	125,481
	繰入金	587,668,135	598,150,000	⑧ 564,172,736	▲33,977,264	⑨ ▲23,495,399
	一般会計繰入金	587,668,135	587,889,000	564,172,736	▲23,716,264	▲23,495,399
	財政調整基金繰入金	0	10,261,000	0	▲10,261,000	0
	繰越金	45,689,295	25,767,000	⑩ 25,767,024	24	▲19,922,271
	諸収入	17,156,372	15,453,000	14,476,861	▲976,139	▲2,679,511
	歳入合計	5,895,022,656	5,834,947,000	5,702,360,977	▲132,586,023	▲192,661,679
歳出	総務費	143,903,709	160,697,000	137,778,505	▲22,918,495	▲6,125,204
	保険給付費	4,263,654,964	4,309,667,000	⑪ 4,215,252,304	▲94,414,696	⑫ ▲48,402,660
	一般被保険者	4,243,059,887	4,285,138,000	4,196,182,618	▲88,955,382	⑬ ▲46,877,269
	療養給付費	3,674,516,466	3,748,604,000	3,599,524,433	▲149,079,567	▲74,992,033
	療養費	6,100,238	9,713,000	8,320,079	▲1,392,921	2,219,841
	高額療養費	561,327,057	525,516,000	587,519,543	62,003,543	26,192,486
	高額介護合算療養費	1,116,126	1,200,000	782,643	▲417,357	▲333,483
	移送費	0	105,000	35,920	▲69,080	35,920
	退職被保険者等	0	3,000	0	▲3,000	0
	療養給付費	0	1,000	0	▲1,000	0
	療養費	0	1,000	0	▲1,000	0
	高額療養費	0	1,000	0	▲1,000	0
	高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	審査支払手数料	12,757,584	12,913,000	11,957,360	▲955,640	▲800,224
	出産育児一時金	4,202,100	7,504,000	4,372,060	▲3,131,940	169,960
	出産育児一時金	4,200,000	7,500,000	⑭ 4,370,380	▲3,129,620	170,380
	支払手数料	2,100	4,000	1,680	▲2,320	▲420
	葬祭費	3,210,000	3,090,000	⑮ 2,700,000	▲390,000	▲510,000
	傷病手当金	425,393	1,019,000	40,266	▲978,734	▲385,127
	国保事業費納付金	1,254,519,303	1,141,330,000	1,141,328,898	▲1,102	▲113,190,405
	医療給付費	920,358,308	798,035,000	798,034,218	▲782	▲122,324,090
	後期高齢者支援金	263,489,006	268,712,000	268,711,697	▲303	5,222,691
	介護納付金	70,671,989	74,583,000	74,582,983	▲17	3,910,994
	共同事業拠出金	186	2,000	273	▲1,727	87
	保健事業	67,864,719	74,136,000	64,994,841	▲9,141,159	▲2,869,878
	特定健康診査費等事業費	49,605,879	52,932,000	⑯ 47,186,555	▲5,745,445	⑰ ▲2,419,324
	保健衛生普及費	18,258,840	21,204,000	⑱ 17,808,286	▲3,395,714	⑲ ▲450,554
	基金積立金	42,748,530	23,704,000	⑳ 23,703,011	▲989	▲19,045,519
	公債費	0	1,000	0	▲1,000	0
	諸支出金	96,564,221	115,410,000	㉑ 117,318,392	1,908,392	20,754,171
	予備費	0	10,000,000	0	▲10,000,000	0
	歳出合計	5,869,255,632	5,834,947,000	5,700,376,224	▲134,570,776	▲168,879,408
収支差引額 (歳入合計－歳出合計)		25,767,024	0	1,984,753		▲23,782,271

〔概要〕

令和5年度は、歳入における保険料について産前産後保険料免除制度の創設がありました。
また、賦課限度額の引上げがありました。が、保険料率については医療分と支援金分の合計を引き下げました。

【歳入】

(国民健康保険料)

国民健康保険料は、前年度と比較して8,008万9,128円の減額 ① となります。

なお、収納率は、一般被保険者79.79% ②、うち現年分88.21%③、全体合計は、79.77%
④ となり前年度(80.21% ⑤)より0.44ポイント低下しています。

(単位：円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
一般被保険者国民健康保険料	820,210,831	654,422,467	14,633,220	151,155,144	79.79% ②
現年分	726,885,400	641,188,101	324,825	85,372,474	88.21% ③
医療分	446,217,440	394,457,275	171,975	51,588,190	88.40%
支援金分	220,728,958	195,225,559	87,043	25,416,356	88.45%
介護分	59,939,002	51,505,267	65,807	8,367,928	85.93%
滞納繰越分	93,325,431	13,234,366	14,308,395	65,782,670	14.18%
医療分	61,431,047	8,741,707	9,401,975	43,287,365	14.23%
支援金分	20,611,805	3,000,316	3,132,508	14,478,981	14.56%
介護分	11,282,579	1,492,343	1,773,912	8,016,324	13.23%
退職被保険者等国民健康保険料	157,567	4,830	136,158	16,579	3.07%
現年分	0	0	0	0	-
医療分	0	0	0	0	-
支援金分	0	0	0	0	-
介護分	0	0	0	0	-
滞納繰越分	157,567	4,830	136,158	16,579	3.07%
医療分	87,892	2,442	73,806	11,644	2.78%
支援金分	31,258	796	26,710	3,752	2.55%
介護分	38,417	1,592	35,642	1,183	4.14%
合計	820,368,398	654,427,297	14,769,378	151,171,723	79.77% ④

※令和6年3月末現在

※上記表については、国民健康保険税についても含む

※参考 令和4年度（令和5年3月末現在）

（単位：円）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
一般被保険者国民健康保険料	900,902,573	722,766,202	9,709,701	168,426,670	80.23%
現年分	795,281,300	704,832,600	17,900	90,430,800	88.63%
医療分	539,454,114	478,935,535	10,400	60,508,179	88.78%
支援金分	199,999,030	177,509,195	3,800	22,486,035	88.76%
介護分	55,828,156	48,387,870	3,700	7,436,586	86.67%
滞納繰越分	105,621,273	17,933,602	9,691,801	77,995,870	16.98%
医療分	70,046,412	11,988,149	6,540,162	51,518,101	17.11%
支援金分	23,095,954	3,977,157	2,199,577	16,919,220	17.22%
介護分	12,478,907	1,968,296	952,062	9,558,549	15.77%
退職被保険者等国民健康保険料	416,886	171,516	87,803	157,567	41.14%
現年分	0	0	0	0	-
医療分	0	0	0	0	-
支援金分	0	0	0	0	-
介護分	0	0	0	0	-
滞納繰越分	416,886	171,516	87,803	157,567	41.14%
医療分	247,935	108,289	51,754	87,892	43.68%
支援金分	85,224	35,347	18,619	31,258	41.48%
介護分	83,727	27,880	17,430	38,417	33.30%
合計	901,319,459	722,937,718	9,797,504	168,584,237	80.21%

⑤

（県支出金）

県支出金は43億8,138万6,950円⑥であり、前年度と比較して6,658万2,883円の減額⑦となります。

平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化という制度改正が行われ、市町村の保険給付費については「保険給付費等交付金」の普通交付金にて、従来の国の特別調整交付金や県の特別調整交付金などは特別交付金にて交付される形と変更されています。

内訳は次のとおりです。

（単位：円）

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
普通交付金	4,206,521,950	4,253,614,833	▲47,092,883
特別交付金	174,865,000	194,355,000	▲19,490,000
特別調整交付金分（市町村向け）	89,808,000	104,096,000	▲14,288,000
保険者努力支援制度交付金	23,143,000	26,435,000	▲3,292,000
取組評価分	18,540,000	21,730,000	▲3,190,000
事業費分（ヘルスアップ事業）	4,603,000	4,705,000	▲102,000
県繰入金（2号分）	46,563,000	46,948,000	▲385,000
特定健康診査等負担金	15,351,000	16,876,000	▲1,525,000
合計	4,381,386,950	4,447,969,833	▲66,582,883

⑥

⑦

(繰入金)

繰入金は、浜田市一般会計から総額で 5 億 6,417 万 2,736 円 ⑧ を繰り入れ、前年度と比較して 2,349 万 5,399 円の減額 ⑨ となります。内訳は次のとおりです。

(単位：円)

		令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
法定繰入	保険基盤安定繰入金	251,684,465	285,069,010	▲33,384,545
	保険料軽減分	165,630,600	187,795,220	▲22,164,620
	保険者支援分	86,053,865	97,273,790	▲11,219,925
	未就学児均等割保険料繰入金	889,587	1,036,238	1,036,238
	産前産後保険料免除制度繰入金	36,312	-	1,036,238
	職員給与費等繰入金	124,946,165	131,070,920	▲6,124,755
	職員給与費等繰入金	98,599,738	104,924,632	▲6,324,894
	国保物件費繰入金	26,346,427	26,146,288	200,139
	出産育児一時金等繰入金	2,597,333	2,800,000	▲202,667
	財政安定化支援事業繰入金	90,074,000	93,383,000	▲3,309,000
法定外繰入	福祉医療助成制度繰入金	21,785,741	23,290,190	▲1,504,449
	保健事業負担繰入金	227,133	197,517	29,616
	直診施設運営補助繰入金	71,932,000	50,821,260	21,110,740
	国保料上昇抑制繰入金	0	0	0
合計		564,172,736	587,668,135	▲23,495,399

⑧

⑨

(財政調整基金繰入金)

(単位：円)

	令和5年度	令和4年度	対前年度増減額
保健事業等充当額	0	0	0
保険料上昇抑制額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
合計	0	0	0

基金については、取崩し不要とし、令和5年度末の基金残高は 6 億 1,692 万 6,824 円となります。

(繰越金)

繰越金は、令和4年度決算剰余金であり、2,576 万 7,024 円 ⑩ となります。

【歳出】

（保険給付費）

保険給付費全体としては、42 億 1,525 万 2,304 円 ⑪ となり、前年度と比較して 4,840 万 2,660 円の減額 ⑫ となります。一般被保険者の療養給付費等については、4,687 万 7,269 円の減額 ⑬ となっていますが、1 人あたりの医療費は増加しています。

出産育児一時金については、1 件当たりの給付額の増額により、前年度を上回る 437 万 380 円 ⑭ の給付を行っていますが、件数は前年度と比較して 2 件減となっています。

葬祭費については、1 件 3 万円の給付額で合計 90 件、270 万円 ⑮ の給付を行っています。

保険給付費の状況については参考資料 2 に掲載しています。

（保健事業）

〔特定健康診査等事業費〕

人口の高齢化による医療費の増加が大きな社会的課題となる中、医療保険制度改革の軸として特定健康診査・特定保健指導が平成 20 年 4 月からスタートしました。令和 5 年度は 4,718 万 6,555 円 ⑯ を支出し、前年度と比較して 241 万 9,324 円の減額 ⑰ となります。

※参考

高齢者医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）により実施が義務付けられたもの。

〔保健衛生普及費〕

人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施により、1,780 万 8,286 円 ⑱ を支出し、前年度と比較して、45 万 554 円の減額 ⑲ となります。

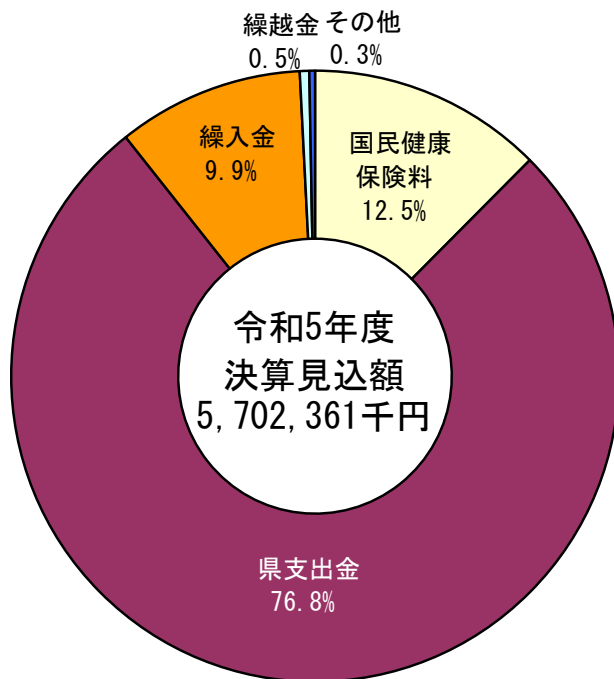
（基金積立金）

基金積立金は国民健康保険財政調整基金への積立額で、2,370 万 3,011 円 ⑳ となります。令和 4 年度決算剰余金については浜田市国民健康保険財政調整基金条例（平成 17 年浜田市条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づくものとして 2,284 万 8,000 円を積み立て、運用利子については全額を同条同項第 2 号の規定に基づき 85 万 5,011 円を積み立てています。

（諸支出金）

諸支出金は、令和 4 年度国民健康保険事業の精算における返還金等としての支出と、国民健康保険（直診勘定）特別会計への運営補助及びへき地診療所に係る特別調整交付金の繰出額で、1 億 1,731 万 8,392 円㉑となります。

主な歳入決算状況

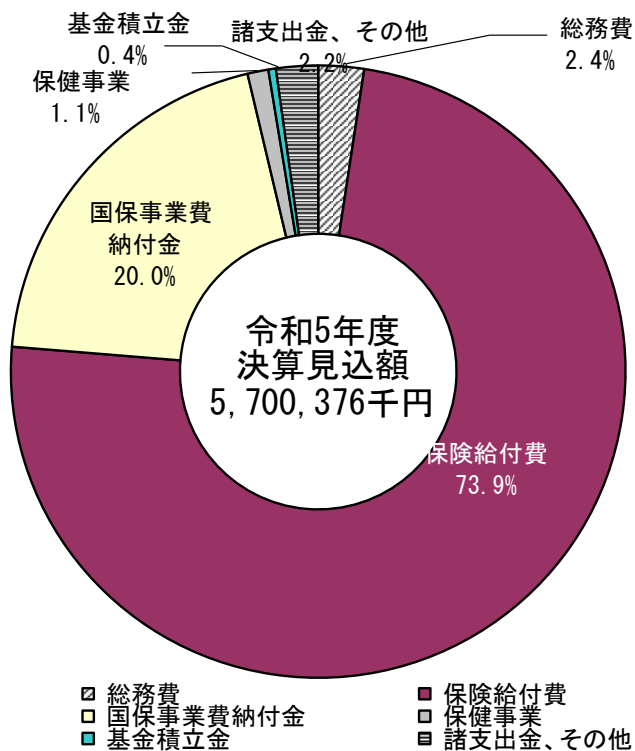


歳入費目	決算額	割合
国民健康保険料	715,363	12.5%
県支出金	4,381,387	76.8%
繰入金	564,173	9.9%
繰越金	25,767	0.5%
その他	15,671	0.3%

(千円) 100%

□ 国民健康保険料 ■ 県支出金 ■ 繰入金 □ 繰越金 ■ その他

主な歳出決算状況



歳出費目	予算額	割合
総務費	137,779	2.4%
保険給付費	4,215,252	73.9%
国保事業費納付金	1,141,329	20.0%
保健事業	64,995	1.1%
基金積立金	23,703	0.4%
諸支出金、その他	117,318	2.2%

(千円) 100%

■ 総務費 ■ 保険給付費
■ 国保事業費納付金 ■ 保健事業
■ 基金積立金 ■ 諸支出金、その他

直営診療施設勘定

(単位:円)

区分	款	令和4年度 決算額 (A)	令和5年度			対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
			予算現額 (B)	決算(見込)額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	診療収入	151,683,279	138,830,000	147,645,804	8,815,804	▲ 4,037,475
	使用料及び手数料	29,000	29,000	29,000	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	4,000,000	5,759,000	4,971,000	▲ 788,000	971,000
	繰入金	77,434,260	98,392,000	80,305,967	▲ 18,086,033	2,871,707
	諸収入	5,057,242	5,077,000	6,247,074	1,170,074	1,189,832
	市債	0	0	0	0	0
	歳入合計	238,203,781	248,087,000	239,198,845	▲ 8,888,155	995,064
歳出	総務費	189,363,303	195,222,000	190,905,443	▲ 4,316,557	1,542,140
	医療費	44,781,030	52,865,000	48,293,402	▲ 4,571,598	3,512,372
	公債費	4,059,448	0	0	0	▲ 4,059,448
	歳出合計	238,203,781	248,087,000	239,198,845	▲ 8,888,155	995,064
収	支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	0		0

〔概要〕

令和5年度は、令和4年度と比較すると、診療収入が減額となっています。これは、社会保険診療報酬収入や感染症にかかる公費収入、ワクチン予防接種に係る収入が減少したことによるものです。ただし、後期高齢者医療保健診療報酬収入は増加しております。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、新型コロナウイルス感染症流行以前の状況に戻りつつあるものと推測されます。

また、歳出では、医療の充実のため、県の補助を活用して医療機器の計画的な整備や、施設の修繕等を行いました。

定期的に診療所長会議や看護師会議を開催し、効率的な運営と、安全安心な診療体制に努めています。

【歳入】

(診療収入)

保険診療収入と、一般健康診査や予防接種料などの総額となります。

(使用料及び手数料)

電柱敷地使用料等行政財産使用料です。

(県支出金)

整備した医療機器の購入額の2分の1の補助を受けたものです。

(繰入金)

繰入金は、国民健康保険特別会計（事業勘定）からの繰入であり、へき地直営診療施設交付金2,824万8,000円、運営補助金5,205万7,967円となります。

(諸収入)

主に医師の派遣収入です。

【歳出】

(総務費)

診療所にかかる人件費と施設維持管理費であり、対前年度154万2,140円の増額は、波佐診療所のバリアフリー化に伴う修繕工事を行ったことが増加の主な要因です。

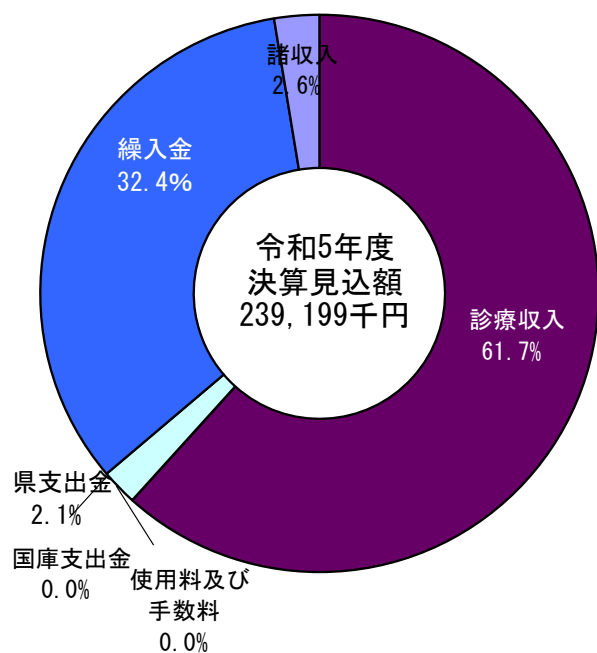
(医業費)

医薬材料費と医療機器の管理整備費であり、対前年度 351 万 2,372 円の増額は、医療用機器の更新に伴う支出の増加が主な要因です。

(公債費)

診療所の長期債元金と利子の償還費です。令和 4 年度で償還は終了しました。

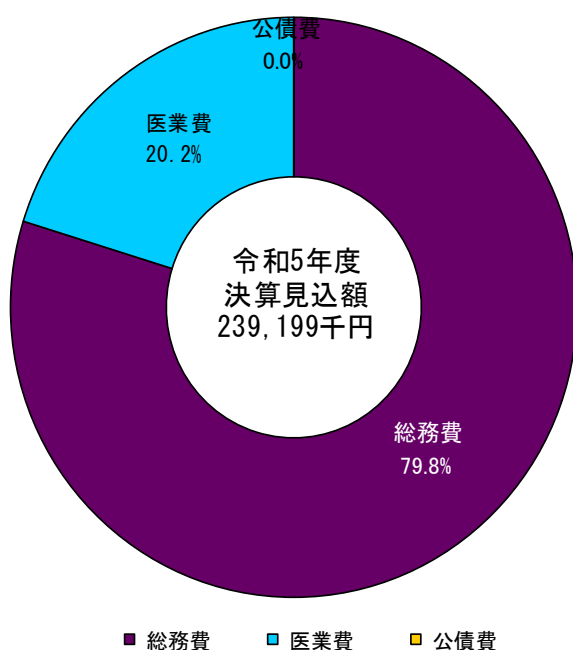
主な歳入決算状況



歳入費目	決算額	割合
診療収入	147,646	61.7%
使用料及び手数料	29	0.0%
国庫支出金	0	0.0%
県支出金	4,971	2.1%
雑入金	80,306	33.6%
諸収入	6,247	2.6%
(千円)		100%

■ 診療収入 ■ 使用料及び手数料 ■ 国庫支出金 □ 県支出金 ■ 雑入金 ■ 諸収入

主な歳出決算状況



歳出費目	決算額	割合
総務費	190,906	79.8%
医業費	48,293	20.2%
公債費	0	0.0%
(千円)		100%

■ 総務費 ■ 医業費 ■ 公債費

《メ モ》